

答申第1号

諮問第1号

件名：中部電力三好変電所の用地買収に関する資料等の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

みよし市長が、令和2年12月22日付け2み令環第1036号で行った行政文書不開示決定は妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求に至る経過

ア 審査請求人は、みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、令和2年12月11日付けで、「中部電力三好変電所の用地買収に関する資料について（関係資料の一切について（全部）」（以下「請求文書①」という。）、「中部電力三好変電所の用地買収に関する〇〇〇〇並びに従前（建設予定地内にあった土地所有者の氏名及びその土地所有者の土地の配分等に関する一切の資料」（以下「請求文書②」という。）及び「本件三好変電所用地買収に関する当時三好町と三好下行政区との交渉及び役割等に関する資料又、中部電力から交付された協力金に関する一切の資料」（以下「請求文書③」という。）について、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ みよし市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、令和2年12月22日付けで、請求文書①については「保存期間満了により、現在は存在しない。」旨の、請求文書②及び請求文書③については「作成又は取得していない、又は保存期間満了により、現在は存在しない。」旨の不開示決定（以下「本件不開示決定処分」という。）を行った。

ウ 審査請求人は、審査請求人代理人をして本件不開示決定処分を不服として、令和3年1月6日付けで審査請求を行った。

#### (2) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件不開示決定処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

#### (3) 審査請求の理由

審査請求人代理人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

ア 所管担当課等が「環境経済部環境課」とされていることは重大な錯誤である。

イ みよし市が保有している行政情報は、当該住民全体が常に利用できる共有の

形財産であり、住民の権利・義務に関すること、陳情・請願等並びに重要な政策関係文書等は、「保存期間満了」とし当該文書等が存在しないとする回答は承服できない。

ウ 請求文書②及び請求文書③について「当該行政文書は作成又は取得していない」と回答しているが、中部電力三好変電所誘致に関して、本件事業が事実として完了し運用されていることから、これは虚偽かつ不誠実なものである。

### 3 審査請求人代理人の主張要旨

審査請求人代理人の主張を、令和3年1月6日付けの審査請求書、令和3年3月16日付けの反論書、令和3年5月6日付けの再反論書及び令和3年7月6日付けの再々反論書から要約すると、次のとおりである。

- (1) 請求文書①から請求文書③までの内容からして、所管担当課等が「環境経済部環境課」とされていることは重大な錯誤である。
- (2) みよし市が保有している行政情報は、当該住民全体が常に利用できる共有の有形財産であり、住民の権利・義務に関すること、陳情・請願等並びに重要な政策関係文書等は、「保存期間満了」とし当該文書等が存在しないとする回答は承服できない。
- (3) 請求文書②及び請求文書③に対する回答において、「当該行政文書は作成又は取得していない」としているが、中部電力三好変電所誘致に関しては、三好町が主体となり、地元三好下区と一体となり進めた事業であること。このことを証明するものとして、三好下区公民館において中部電力・三好町・三好下区が事業の説明会を開催し、当該建設地内の土地所有者を集めて説明していること。すなわち、本件事業が事実として完了し運用されていることを考察すれば、当然の事柄として虚偽かつ不誠実なものである。
- (4) みよし市は、行政文書をみよし市行政文書管理規程（平成14年三好町規程第3号。以下「規程」という。）第25条の規定に基づきファイリングシステムにより管理し、この制度に基づき作成した各年度のファイル基準表及び導入前ファイル基準表を基に存否確認を行ったと主張しているが、「規程第25条の規定により、管理している。」との回答は、通常の水書管理の原則を述べているに過ぎず、また、存否確認を行ったとしているが、調査した年月日、調査職員、調査したファイル基準表の所管課及び調査方法を明らかにされたい。
- (5) 請求した文書の不存在を理由とした「全部不開示」の処分は、本件に関する事実関係の存在を、全て否定することにもなる。行政庁として、事実関係を解明することを避ける責任を認めないという姿勢であり、極めて遺憾とするものである。
- (6) 本件請求の趣旨は、中部電力三好変電所建設事業において、約定に違反する差別的かつ著しい不平等な取扱いを受けたことを立証し、真実の解明を求めることを請

求している事案である。また、本件は、その後の「公害苦情申立て」について、三好町行政当局からの重大な人権の侵害を受けることに繋がる結果を招来したことの立証となるものであり、具体的に調査する等の努力を重ねて、回答すべきことは、行政庁の責任であり、義務である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張を令和3年2月12日付けの弁明書、令和3年4月9日付けの再弁明書、令和3年6月7日付けの再々弁明書及び令和3年7月15日付けの再々々弁明を行わない旨の通知から要約すると、次のとおりである。

- (1) 中部電力三好変電所の用地については、従前はゴミ埋め立て地として当時の衛生課が担当していたことから、現在ゴミに関連する事務を所掌する環境課を担当とした。
- (2) 行政文書は、規程第25条の規定に基づきファイリングシステムにより管理している。平成12年度のファイリングシステム導入以降、各年度に発生した行政文書については、各課において年度ごとにファイル基準表（行政文書を体系的に整理し、一覧にしたもの）を作成し、管理している。また、ファイリングシステム導入前に発生した行政文書のうち、平成11年度当時に存在する行政文書については、「導入前ファイル基準表」を作成し、ファイリングシステム導入後の行政文書と同様の管理を行っている。
- (3) 請求された行政文書について、令和2年12月11日、14日及び15日の3日間をかけて、環境課副主幹が、導入前ファイル基準表並びに平成12年度及び平成13年度のファイル基準表を基に当該行政文書の存否確認を行った。確認した課は、環境課並びに総務課、企画課、財政課、土地調査課、商工観光課、土木課、都市計画課及び建築課である。しかしながら、当該行政文書はいずれの基準表にも記載がなかった。よって、導入前ファイル基準表の作成時点において、既に当該行政文書は存在していないことが確認できた。
- (4) 上記(2)及び(3)から、請求文書①については、当該土地利用の経緯から、用地買収に関する資料について作成又は取得していたが、導入前ファイル基準表作成時点において、当該行政文書は保存期間満了により廃棄していたと認められるため、「保存期間満了により、現在は存在しない。」とし、請求文書②及び請求文書③については、導入前ファイル基準表作成時点において、当該行政文書の記載を確認できず、かつ、当時、その経緯から作成又は取得したか否かを確認することができないため、「作成又は取得していない、又は保存期間満了により、現在は存在しない。」とした。
- (5) 審査請求人代理人は、請求した文書の不存在を理由とした「全部不開示」の処分は、本件に関する事実関係の存在を、全て否定することになり、行政庁としての事

実関係を解明することを避ける責任を認めないという姿勢であることから極めて遺憾とするものである旨を主張しているが、本件不開示決定処分は、行政文書の開示請求の時点において、請求に係る行政文書が存在していないため、条例第11条第2項の規定により、不開示の旨の決定し、通知したものである。

- (6) 審査請求人は、ほかにも様々なことを主張しているが、その内容は、本件不開示決定処分並びに弁明書、再弁明書及び再々弁明書に係る事項ではないため、回答はしない。

## 5 審査会の判断

### (1) 請求文書①から請求文書③までについて

実施機関は、請求文書①から請求文書③までの本件請求に対して、本件不開示決定処分を行った。

これに対し、審査請求人代理人は、みよし市が保有している行政情報は、当該住民全体が常に利用できる共有の有形財産であり、住民の権利・義務に関する文書等は、「保存期間満了」とし当該文書等が存在しないとする回答は承服できないこと、請求文書②及び請求文書③に対して「不存在」とする回答は、中部電力三好変電所誘致に関して、三好下区公民館において中部電力・三好町・三好下区が事業の説明会を開催し、当該建設地内の土地所有者を集めて説明しており、本件事業が事実として完了し運用されていることから、虚偽かつ不誠実なものである旨を主張しているため、請求文書①から請求文書③までの存否について以下検討する。

### (2) 請求文書①の存否について

ア 実施機関は、本件請求に対して、請求文書①については、「当該土地利用の経緯から、用地買収に関する資料について作成又は取得していたが、導入前ファイル基準表作成時点において、当該行政文書は保存期間満了により廃棄していたと認められるため、「保存期間満了により、現在は存在しない」旨を主張している。

イ この点について、実施機関に説明を求めたところ、中部電力三好変電所の用地については、みよし市（当時三好町）から中部電力パワーグリッド株式会社（当時中部電力株式会社）に売却しているため、売却時に売買契約書を作成していたはずであるとのことであった。しかしながら、環境課の平成12年度に作成した導入前ファイル基準表並びに平成12年度及び平成13年度のファイル基準表に記載の文書名を確認するとともに、関連する文書名でも確認を行い、関連する課においても同様の確認を行ったが、売買契約書を始め関連する文書の存在を確認することができなかったことから、少なくとも平成11年度当時には既に当該文書が廃棄されていたと認められるため、「保存期間満了により、現在は存在しない」としたとのことであった。

ウ そこで、当審査会事務局職員に、当該用地に係る登記事項証明書及び閉鎖登記

簿を取得させ、当審査会においてその内容を確認したところ、みよし市（当時三好町）と中部電力パワーグリッド株式会社（当時中部電力株式会社）との間で、昭和50年に売買があった事実を確認することができた。

エ また、当審査会において、当該文書発生当時における行政文書の保存期間について確認したところ、永年、10年、5年、1年に区分されていること、また、それぞれどういった行政文書が当該区分に分類されるか基準が示されていることが分かった。しかしながら、その区分の決定については当時の職員の判断に委ねられていたということであった。

オ 以上のことから判断すると、売買により所有権が移転していた事実が登記簿上記載されていることから、売買契約書が存在していたはずとする実施機関の説明並びに上記4(2)の導入前ファイル基準表の作成過程及び当時の行政文書の保存期間の説明から「保存期間満了により、現在は存在しない」とする説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

### (3) 請求文書②及び請求文書③の存否について

ア 実施機関は、本件請求に対して、請求文書②及び請求文書③については、「導入前ファイル基準表作成時点において、当該行政文書の記載を確認できず、かつ、当時、その経緯から作成又は取得したか否かを確認することができないため、作成又は取得していない、又は保存期間満了により、現在は存在しない」旨を主張している。

イ この点について、実施機関に説明を求めたところ、導入前ファイル基準表は、上記4(2)のとおり、平成11年度当時に存在していた行政文書を記載して作成されているため、導入前ファイル基準表に記載のない行政文書については、市が作成も取得もしていないか又は作成若しくは取得していたが保存期間満了により廃棄したか、その事実を確認することができないとのことであった。また、行政文書が存在していないことから、みよし市（当時三好町）が当時どの程度この事業に関与していたかも不明であるとのことであった。そのため、これらの事情から、市が当該行政文書を作成又は取得していた可能性も含めて、「作成又は取得していない、又は保存期間満了により、現在は存在しない」としたとのことであった。

ウ 当審査会において、ファイリングシステム導入時のマニュアルの確認及びファイリングシステム導入時の行政文書の取扱いについて実施機関の職員への聞き取りを実施したところ、上記イの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

エ また、審査請求人代理人は、「みよし市（当時三好町）が中部電力三好変電所誘致に関し主体となって進めたこと、中部電力三好変電所が建設され運用されていることから、実施機関が当該行政文書は作成又は取得していないとする回答が

虚偽かつ不誠実である」旨主張するが、その事実を立証すべき証拠は審査請求人代理人からは何ら提出されていない。

(4) 審査請求人代理人のその他の主張について

審査請求人代理人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、当審査会は、みよし市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条の規定に基づき、実施機関からの諮問に応じ、審査請求等について調査審議する機関であることから、本件請求に係る行政文書を実施機関が保有しているかどうか判断する権限は有しているが、令和3年8月31日付けで受理した口頭意見陳述に代わる書面等の内容について回答する権限は有しておらず、答える立場にないことを念のため付言する。

## 6 審査会からの提言

- (1) 本件請求に関しては、「・・・に関する一切の資料」というかなり広範な記載がされており、仮に実施機関が行政文書を特定できたとしても開示請求者が求めている行政文書と齟齬が生じる可能性が十分に考えられる。この点、開示請求者は、市にどのような行政文書が保管されているか十分に特定できない場合が多いため、このような請求になってしまうことはやむを得ないと思われる。そのため、実施機関には、行政文書開示請求書が提出された段階で、開示請求者に請求の趣旨を確認した上で、記載内容を明確にし、また、条例第6条第2項の規定に基づき補正を求めするなど、開示請求者が求めている行政文書を特定するよう努力することを求める。
- (2) 条例は、その第1条において、この条例の制定の目的を「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政への参加を一層促進し、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。」としている。この目的を達成するためには、行政文書が現に存在していることが必要であることから、実施機関における行政文書の管理が非常に重要であることは言うまでもない。この点、実施機関は、4(2)に記載のとおり行政文書をファイリングシステムにより管理しているとしている。当審査会においてこのファイリングシステムの説明を受けたところ、行政文書の管理に非常に有効な制度であることが分かった。そのため、今後も適切な制度運営がされ続けるよう、職員への教育、定期に実施している維持管理点検のほか、書庫に保管されている行政文書についても点検を行うなど、より一層の文書管理に資する取組も検討されるよう要望する。

審査会の処理経過

令和3年2月12日	諮問
令和3年2月12日	実施機関から弁明書を受理
令和3年2月17日	審査請求人代理人に弁明書を送付
令和3年3月16日	審査請求人代理人から口頭意見陳述申立書を受理
令和3年3月16日	審査請求人代理人から反論書を受理
令和3年3月16日	実施機関に反論書を送付
令和3年4月9日	実施機関から再弁明書を受理
令和3年4月13日	審査請求人代理人に再弁明書を送付
令和3年5月6日	審査請求人代理人から再反論書を受理
令和3年5月6日	実施機関に再反論書を送付
令和3年6月3日	令和3年度第1回審査会 審議
令和3年6月7日	実施機関から再々弁明書を受理
令和3年6月9日	審査請求人代理人に再々弁明書を送付
令和3年7月6日	審査請求人代理人から再々反論書を受理
令和3年7月9日	実施機関に再々反論書を送付
令和3年7月15日	実施機関から再々々弁明を行わない旨の通知を受理
令和3年8月6日	令和3年度第2回審査会 審議
令和3年8月6日	審査請求人代理人の口頭意見陳述（審査請求人代理人欠席）
令和3年8月18日	審査請求人代理人に書面による弁明の提出に係る通知を送付
令和3年8月31日	審査請求人代理人から書面を受理
令和3年10月7日	令和3年度第3回審査会 審議